

## 「ふるさとひょうご五国物語」貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「ふるさとひょうご五国物語」(以下、「映像」という。)を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (利用申込の提出)

第2条 映像を利用する者(以下、「利用者」という。)は、貸出を希望する日の1ヶ月前から2週間前までの間に、「ふるさとひょうご五国物語」貸出申込書を兵庫県企画県民部地域創生局地域遺産課(以下、「管理者」という。)に提出し、その承諾を得なければならない。

### (貸出の基準)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するものから申請があった場合、映像を貸与できるものとする。

- (1) 兵庫県のふるさと学習に使用する場合。
- (2) 兵庫県のPRに使用する場合。
- (3) 上記の他、管理者が特に必要と認めた場合。

2 但し、使用目的が次の各号のいずれかに該当すると管理者が判断する場合は貸出を行わない。

- (1) 兵庫県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 映像を正しい利用方法に従って利用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に利用するとき(ただし、管理者が特に認める場合を除く。)
- (6) その他、管理者が動画の利用について不相当と認めたとき。

3 貸出は、学校・企業・NPO法人・地域団体等の団体に限り、個人への貸出は原則行わない。

### (貸出料)

第4条 貸出料は、無料とする。

### (貸出できる数量)

第5条 1回の申請につき借りることができる数量は、原則として別表の各種類につき1枚ずつとする。

(貸出期間)

第6条 映像の貸出期間は原則として1ヶ月以内とする。ただし、管理者が特に認めた場合は期間を延長できるものとする。

(利用上の遵守事項)

第7条 映像を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 映像を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりの用途で利用すること。
- (3) 利用期間を遵守すること。
- (4) ダビングをしないこと。
- (5) 映像の加工・静止画利用をしないこと。
- (6) その他、管理者が特に付した条件に従って利用すること。

(承認の通知)

第8条 管理者は、申込内容について審査を行い、承認の可否について申請者あて通知するものとする。

(承認の取り消し)

第9条 管理者は、貸出の承諾を行った後であっても、申請等に不備があると判断した場合は、承認を取り消すことができるものとする。その場合、申請者は映像を速やかに管理者に返却する。

(受渡し)

第10条 映像の受渡しは申請者に直接行うか、郵送によるものとする。ただし、受渡しにかかる郵送料は管理者が負担する。

(返却)

第11条 申請者は、期日までに管理者に直接返却するか、または郵送によって映像を返却するものとする。ただし、郵送の場合にかかる費用は原則として申請者負担とする。

(亡失・損傷時の対応)

第12条 申請者は、貸与物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに微細な報告書を管理者あてに提出しなければならない。この場合、その原因が天災、火災又は盗難にかかるものであるときは、亡失又は損傷の事実を証明する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付するものとする。

(貸与整理簿)

第13条 管理者は、「ふるさとひょうご五国物語貸与整理簿」を整備し、映像の貸与状況を明らかにしなければならない。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、兵庫県企画県民部地域創生局地域遺産課長がその都度、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年6月8日より施行する。

(別表)

| タイトル         | 種類     | 副題           |
|--------------|--------|--------------|
| ふるさとひょうご五国物語 | 映像 1   | 海原に夢描く       |
|              | 映像 2   | 大地に夢刻み       |
|              | 映像 3   | 人々夢を紡ぐ       |
|              | ダイジェスト | 兵庫の遺産 夢のはじまり |